

第3章 不当労働行為事件の審査

1 概要

前年から繰り越された2件を取り扱い、1件が取下げにより終結し、1件が次年に繰越しとなった。
また、新規申立てによる2件を取り扱い、1件が和解により終結し、1件が次年に繰越しとなった。

(1) 不当労働行為事件取扱一覧表

整理番号	事件名	申立日	終結日	処理日数	終結区分
1	栃労委令和3年(不)第1号事件	3.5.31	4.3.8	282	取下げ
2	栃労委令和3年(不)第2号事件	3.11.8	係属中	—	—
3	栃労委令和4年(不)第1号事件	4.2.2	4.10.18	259	関与和解
4	栃労委令和4年(不)第2号事件	4.5.2	係属中	—	—

※ 当委員会の審査期間の目標は、1年3月としている。

(2) 年次別不当労働行為事件取扱件数調(過去10年)

区分 年次	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	新規申立ての理由別分類								和 解	取 下 げ	却 下	命 令		終 結	未 終 結 繰 越 し
				1 号	2 号	3 号	1 2 2 3 号	1 3 号	1 3 4 号	1 2 3 4 号	2 3 号				救 済	棄 却		
25		2	2					1			1							2
26	2	1	3	1								1					1	2
27	2		2															2
28	2		2												1	1	2	
29																		
30		3	3	1	1			1										3
元	3	2	5			1		1				1			1	1	3	2
2	2	1	3		1							2		1			3	
3		2	2		2													2
4	2	2	4		2							1	1				2	2
計	—	13	—	2	6		1	1	2		1	5	1	1	2	2	11	—

※ 「救済」は一部救済を含み、「棄却」は一部棄却・一部却下を含む。

(3) 年次別不当労働行為事件平均処理日数調 (過去10年)

区分 年次	終結事件		命 令						却 下		和 解		取 下 げ	
	件数	平均 処理 日数	計		救 済		棄 却		件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数
			件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数						
25														
26	1	371									1	371		
27														
28	2	928	2	928	1	1,240	1	616						
29														
30														
元	3	493	2	498	1	388	1	607			1	483		
2	3	249							1	290	2	228		
3														
4	2	271									1	259	1	282
計	11	463	4	713	2	814	2	612	1	290	5	336	1	282

(4) 年次別不当労働行為事件産業別取扱件数調 (過去10年新規申立て分)

区分 年次	運 輸 通 信 業	製 造 業	サ ー ビ ス 業	卸 小 売 業	鉱 業	金 融 保 険 業	建 設 業	電 気 ガ ス 水 道 業	公 務	そ の 他	計
25	1								1		2
26				1							1
27											
28											
29											
30				1	1					1	3
元				1						1	2
2										1	1
3		1								1	2
4	1						1				2
新 規 申 立 て 計	2	1		3	1		1		1	4	13

(5) 再審査の申立状況

初 審 事 件 名	初 審 の 命 令 要 旨	再 審 査 申 立 年 月 日	再 審 査 申 立 人	再 審 査 被 申 立 人	終 結 年 月 日	終 結 事 由
栃労委平成30年(不)第3号事件	会社らが行った申立人への作業命令、懲戒処分及び解雇はいずれも不合理なものとはいえず、労働組合への嫌悪の意思に基づくものともいえないなどとして、申立てを一部却下・一部棄却した。	元. 12. 26	X (個人)	Y 1 (会社) Y 2 (会社)	係属中	

2 不当労働行為事件審査の経過

(1) 栃労委令和3年(不)第1号事件

申立人	X(組合)			申立時の組合員数	約70名	
被申立人	Y			申立時の従業員数	6名	
申立概要	<p>Aは、令和2年3月に産業廃棄物の収集運搬業を営むYに就職し、産業廃棄物回収車の運転者として勤務していた。</p> <p>令和3年1月25日、Yは、Aに対し、同人が使用していた産業廃棄物回収車の傷の修理代を支払わないことを理由に、即日解雇を言い渡した。</p> <p>その後、AはXに加入し、XはYに対し、Aに係る上記解雇、未払い賃金等に関して、書面及び口頭で数回にわたり団体交渉の実施を求めたが、Yは、団体交渉を実施しなかった。</p> <p>Xは、上記団体交渉の拒否が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	2				
請求内容	・団交応諾					
担当委員	公	杉田	労	吉成	使 条川	
審査状況	3.5.31	不当労働行為救済申立て				
	3.6.16、7.9	職員調査(申立人、被申立人)				
	3.10.27、4.1.18	第1～第2回委員調査				
	4.3.8	取下げ				
	調査回数	4	審問回数	—	和解協議回数	—
終結区分	取下げ			処理日数	282	

(2) 栃労委令和3年(不)第2号事件

申立人	X (組合)			申立時の 組合員数	約70名
被申立人	Y			申立時の 従業員数	16名
申 立 概 要	<p>Aは、平成25年6月頃に合成樹脂の成形及び加工を営むYに就職し、勤務していたが、令和3年6月23日、Yから即日解雇の通告を受けた。</p> <p>その後、AはXに加入し、XはYに対し、Aに係る上記解雇、社会保険等の未加入及び時間外労働賃金等の未払いに関して、書面及び口頭で数回にわたり団体交渉の実施を求めたが、Yは、団体交渉を実施しなかった。</p> <p>Xは、上記団体交渉の拒否が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>				
	7条該当号	2			
請求内容	・団交応諾				
担当委員	公	橋本	労	鈴木	使 市川
審 査 状 況	3.11.8	不当労働行為救済申立て			
	3.12.14、12.27	職員調査(申立人、被申立人)			
	4.2.8~10.12	第1~第7回委員調査			
	4.11.10、11.11	最後陳述書提出			
		調査回数		審問回数	
終 結 区 分				処 理 日 数	

(3) 栃労委令和4年(不)第1号事件

申立人	X(組合)			申立時の組合員数	28名	
被申立人	Y			申立時の従業員数	859名	
申立概要	<p>令和3年10月5日にXが団体交渉を申し入れて以降、Yはこれに応じてきたものの、具体的な資料の提示や十分な説明が行われることはなく、Xの要求を否定することに徹した態度であった。</p> <p>また、年末一時金について、Yから団体交渉における口頭での回答とは異なる内容で文書回答がなされ、その後Xとの団体交渉に応じることなく支給された。</p> <p>さらに、家族手当の廃止について、Yは、Yの決めたことであり、Xとの団体交渉を行うつもりはないとの姿勢のまま、段階的に減給を実施する考えである。</p> <p>Xは、上記Yの対応が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	2				
請求内容	・誠実な団体交渉の実施					
担当委員	公	白井	労	小松	使	川上
審査状況	4.2.2	不当労働行為救済申立て				
	4.3.14、3.24	職員調査(申立人、被申立人)				
	4.4.25~7.21	第1~第3回委員調査				
	4.7.21~10.18	第1~第4回和解協議				
	4.10.18	和解成立				
	調査回数	5	審問回数	—	和解協議回数	4
終結区分	関与和解			処理日数	259	

(4) 栃労委令和4年(不)第2号事件

申立人	X(組合)			申立時の 組合員数	約70名
被申立人	Y			申立時の 従業員数	0名
申 立 概 要	<p>Aは、令和2年10月頃に、電気工事業を営むYに就職し、勤務していたが、令和3年8月以降の賃金をYから一方的に引き下げられた。 また、Yには、Aに対する時間外労働賃金や休業手当の未払がある。 令和4年2月20日、Xは、Yに対し、AのXへの加入を通知するとともに、Aに対する一方的な賃金引下げ等に関する点を協議するため、団体交渉を行うことを書面で申し入れた。 同月24日に団体交渉が実施されたが、これ以降、Yは、団体交渉に応じていない。 一方で、Yは、同月28日付け文書で、同年3月31日をもってAを解雇することを通知した。 Xは、上記Yの対応が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>				
	7条該当号	2			
請求内容	・団交応諾				
担当委員	公	杉田	労	桂(～4.11.30) 小松(4.12.1～)	使 石塚
審 査 状 況	4.5.2	不当労働行為救済申立て			
	4.6.16、6.23	職員調査(申立人、被申立人)			
	4.7.28～11.30	第1～第4回委員調査			
		調査回数		審問回数	
終結区分				処理日数	